

仕様書

1 契約名

鹿児島市消防局照明器具LED化業務委託契約

2 業務の目的

本市は「ゼロカーボンシティかごしま推進計画」に基づき、事務・事業に関わるCO₂排出量削減の取組みを推進する必要がある。

このため、蛍光灯照明器具等を使用している鹿児島市消防局庁舎において、LED照明器具等を導入するものである。

3 履行場所

(1) 山下分庁舎

鹿児島市山下町15番1号 山下分庁舎（二段式駐車場）

(2) 中央消防署（7箇所）

ア 鹿児島市天保山町1番38号 中央消防署

イ 鹿児島市南林寺町1番3号 南林寺分遣隊

ウ 鹿児島市清水町7番5号 上町分遣隊

エ 鹿児島市吉野一丁目4番10号 吉野分遣隊

オ 鹿児島市本名町838番地1 吉田分遣隊

カ 鹿児島市上荒田町16番1号 甲南分遣隊

キ 鹿児島市桜島藤野町1439番地 桜島西分遣隊

(3) 西消防署（6箇所）

ア 鹿児島市城西二丁目1番1号 西消防署

イ 鹿児島市伊敷五丁目12番20号 伊敷分遣隊

ウ 鹿児島市明和一丁目27番1号 明和分遣隊

エ 鹿児島市田上一丁目21番17号 田上分遣隊

オ 鹿児島市上谷口町1481番地1 松元分遣隊

カ 鹿児島市郡山町1413番地 郡山分遣隊

(4) 南消防署（5箇所）

ア 鹿児島市南栄五丁目1番地3 南消防署

イ 鹿児島市上福元町5855番地2 谷山分遣隊

ウ 鹿児島市山田町592番地1 谷山北分遣隊

エ 鹿児島市宇宿二丁目16番20号 脇田分遣隊

オ 鹿児島市喜入町7005番地 喜入分遣隊

4 対象機器

別紙「特記仕様書（LED照明器具等）」を満足する製品

5 設置場所及び数量

別表「製品仕様書一覧表」及び図面のとおり

設置する照明器具の形状等は、現地確認の上、既設照明器具と同等のものとする。

6 業務の範囲

(1) 設置場所及び既設蛍光灯照明器具等の現地確認

(2) LED照明器具等の調達及び設置（既設蛍光灯照明器具等の撤去及び処分を含む。）

7 設置場所及び既設蛍光灯照明器具等の現地確認

契約締結後、速やかにこの仕様書及び別表に基づき、既設蛍光灯照明器具等の設置状況、電源状況等について現地確認を行うこと。

現地に相違がある場合は、市の施設担当者に速やかに報告し、その対応について協議を行うこと。

8 LED照明器具等の調達及び設置

(1) 事前協議等

ア 現地確認後、市の施設担当者と工程等について協議を行った上で、書面で工程表、体制表等を提出し、市の承諾を得ること。

なお、原則として、LED照明器具等の設置は施設の業務に支障のない週休日又は休日に実施するものとする。ただし、平日も作業ができる箇所については、協議して実施できるものとする。

また、工程や体制の変更が必要となった場合も協議を行った上で、書面で工程表、体制表等を提出し、市の承諾を得ること。

イ 現地確認等の結果を踏まえ、特記仕様書に適合しているメーカー標準仕様相当の照明器具を選定すること。

選定後、資料を提出し、市の承諾を得た上で、発注及び調達を行うこと。

なお、提出した資料に関して、市から追加の資料提出の指示があった場合は、速やかに提出するものとする。

(2) LED照明器具等の設置

ア 既存蛍光灯照明器具等を撤去し、調達したLED照明器具等を設置すること。その際、吊りボルト等により建物の筐体に固定することとし、天井ボードに隙間が生じた場合などは、適正に補修を行うこと。

また、配線を変更する場合は、その配線に表示（豆札）を行い、配線の行先、用途等を明記すること。

イ 施工にあたっては、作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、現場管理には細心の注意を払い、事故等が発生しないように行うこと。この業務は天井材等、照明器具周辺の建材を損傷しない作業を想定しているが、万一、建材の損傷・飛散が生じる可能性のある場合は、防塵マスクの着用等の対策を講じること。

なお、事故等が発生した場合は、直ちに消防機関等に連絡するとともに市の施設担当者にも報告すること。

特に、既存建物、物品等に損傷を与えた場合は、報告後速やかに復旧すること。

ウ 撤去した既設蛍光灯照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。
ただし、良品の既設蛍光灯照明器具等については、市の施設担当者に報告し、市が求めた場合は引き渡すこと。

また、P C Bの含まれることが懸念される安定器は確認を行い、P C Bの含まれていることが確認された場合は、その旨が分かる資料を添付した上で、市に引き渡すこと。

エ L E D照明器具等の設置に関しては、この仕様書等に基づき行うものとし、この仕様書等に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」の最新版に準拠すること。

(3) L E D照明器具等の設置の記録

ア 写真撮影

工程表に沿って、次の内容について写真撮影を行うこと。

(ア) 既存蛍光灯器具等の設置状況

(イ) 作業状況（使用材料及び撤去品を含む。）

(ウ) L E D照明器具等の設置状況（消灯時及び点灯時）

(エ) 産業廃棄物処分状況（運搬車両含む。）

イ 図面等の修正

契約締結後、市が提供する図面等に、設置完了後の内容を追加・反映すること。

なお、この図面等の修正は、設置した照明器具の情報を追加することとし、C A D等を用いて新たに図面を作成する必要はない。

(4) 実施報告書の提出等

ア 自主検査の実施

設置完了後に自主検査を行い、仕様書等に定める必要な性能を全て満たしていることを確認すること。

イ 実施報告書の提出

自主検査の実施後、次の内容を記した実施報告書を市に提出し、併せて自主検査の結果を報告すること。

なお、実施報告書の電子データを収納した電磁的記録媒体（D V D - R等）一式も併せて提出すること。市の検査完了後、市が受領書を交付することにより業務が完了したものとする。

(ア) 作業状況写真

(イ) L E D照明器具等一覧

(ウ) L E D照明器具等取扱説明書

(エ) L E D照明器具等保証書（写し）

(オ) 産業廃棄物管理票（廃棄物マニフェストE票（写し））

(カ) その他関係機関への届出

9 その他

(1) この業務の実施に当たっては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。

(2) この業務の実施に当たっては、地域経済活性化の観点から、可能な限り市内の専門業者

や労働者の活用を図ること。

また、資材などの調達も同様に市内の業者からの購入に努めること。

- (3) その他この仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議して定める。
- (4) 市と協議を行った場合は、協議録を作成し、市に提出すること。